

別紙 2 Biz-agera セキュアメールの規定

第 1 条(利用契約)

当社は、利用規約第 11 条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-agera セキュアメール契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙 2-1(サービス種別表 Biz-agera セキュアメール)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

第 2 条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、利用契約を解除しようとするときは、解除の月の 1 か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。解除の通知があった日から当該通知において解除の月とされた月までの期間が 1 か月未満であるときは、当該通知があった日から 1 か月を経過する月の月末に契約が終了するものとします。

第 3 条(最低利用期間)

最低利用期間は、利用規約第 11 条(契約の成立)第 1 項に定める契約日から 12 ヶ月とします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する本サービスメニューに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第 4 条(運営上の義務)

契約者は、本サービスメニューに関する問い合わせ用窓口を設け、二次利用者若しくは第三者からの各種苦情、問い合わせ等(以下「申告等」という)に対応するものとする。なお、契約者は、当該窓口の連絡先を当社に通知することとします。

2 次の各号に示す内容の申告等が、当社の問合せ窓口に入り、当社が何らかの方法で、申告等の内容が契約者に提供している本サービスメニューに関するものであることを確認した場合には、当社は、当該申告者に対し、契約者の問合せ用窓口を案内するとともに、契約者に当該申告内容を通知します。

- (1) ダイレクトメール(迷惑メール)送信
- (2) ウイルスメール送信
- (3) 誹謗中傷メール送信/Web 書き込み
- (4) 不法販売・関与メール送信/Web 書き込み
- (5) アダルト掲載メール送信/Web 書き込み
- (6) 不正アクセス(ID 盗用、ポートスキャン、アタック等)
- (7) サーバ高負荷
- (8) 著作権侵害
- (9) その他、第 17 条に定める禁止行為に抵触する内容

3 契約者は、当社から前項の通知を受けた場合には、当該申告に対して、適切かつ速やかに対応するものとします。

4 契約者は、契約者または二次利用者の本サービスメニューの利用に関して、二次利用者を含む第三者から、異議、クレーム又は損害賠償の請求が契約者又は当社に提起された場合、自己の費用と責任において、当該異議、クレーム又は損害賠償の請求から当社を防御し、免責させるものとします。

第 5 条(責任・保証)

契約者は、二次利用者へ本サービスメニューの利用に関する ID とパスワードを発行する際は、契約者の責任において行うものとします。

2 契約者及び二次利用者は、本サービスメニューのサービス仕様書に記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。サービス仕様書に記載されている以外の操作を行ったことによる契約者及び二次利用者の本サービス利用に関する各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 6 条(料金等)

本サービスメニューの料金は、別紙 2-2(料金表 Biz-agera セキュアメール)のとおりとします。

第 7 条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 利用規約第 22 条(提供停止)の規定に基づき本サービスメニューの提供が停止された場合であっても本サービスメニューの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 8 条(料金等の計算方法)

本サービスメニューの料金については、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。但し、利用開始日を含む暦月の月額料金は無料とします。

第 9 条(品質保証制度)

当社は、次の項目について、本サービスメニューの品質を保証するものとし、その保証基準と保証対象サービスは、別紙 2-3(品質保証と計算方法 Biz-agera セキュアメール)の項の定めによるものとします。

2 前項の規定は、契約者が利用規約第 20 条(非常事態の利用の制限)、利用規約第 20 条(提供中止)、利用規約第 21 条

(提供停止)の規定に該当する事由がある場合または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではない場合は適用しません。

付則

本規定は、平成 25 年 4 月 30 日から実施します。